

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：階上町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.8%
全職員	88.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	96.1%
本庁係長相当職	96.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	101.0%
31～35年	97.0%
26～30年	96.5%
21～25年	98.4%
16～20年	— %
11～15年	87.5%
6～10年	90.8%
1～5年	87.8%

【説明欄】

- ・ 役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」及び「本庁課長相当職」区分には該当者がいない。
- ・ 勤続年数別「16～20年」区分には一方の性別の職員が1名しかおらず、特定の職員の給与が推測し得ることから、公表の対象外とする。
- ・ 扶養手当や住居手当について、男性が世帯主や住居の契約者となっている場合が多いため、全体的に男性の給与水準が高い傾向にある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。